

霧島市条例第25号
平成29年6月30日

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例を公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例

霧島市過疎地域産業開発促進条例（平成17年霧島市条例第247号）の一部を次のように改正する。

本則中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。